

一般社団法人日本ロボット学会 ロボット活用社会貢献賞選考規程

2011年3月29日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

(目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づくロボット活用社会貢献賞選考の手続きを定めるものである。

(会員による推薦)

第2条 本会会長は公募により本会正会員からの推薦を求める。

(選考小委員会による推薦)

第3条 本会会長は選考小委員会に調査に基づく推薦を依頼する。

- 2 第2条、第3条の推薦は、原則として、表彰委員会において決定した推薦期間内に行われるものとする。

(推薦基準)

第4条 ロボット活用社会貢献賞への推薦は、推薦対象となるロボットの普及に寄与する貢献の具体的な内容と効果、顕著さ、および社会的影響の大きさを客観的に明示するものとする。

(審査基準)

第5条 ロボット活用社会貢献賞の審査にあたっては、推薦対象である貢献の具体的成果と客観的な顕著さ、および社会的影響の大きさを総合的に評価し、特にロボット活用社会の実現において革新的業績と認められる、あるいは成り得る貢献をした団体、個人を選定する。

(受賞候補者の選定)

第6条 選考小委員会の委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。

- 2 選考小委員会委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

(結果の報告)

第7条 選考小委員長は選考の結果を、選考経過を付記し会長に報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、企画理事・ロボット活用社会貢献賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。